介護福祉士国家試験
実務経験証明書の様式と記入方法

- ３ページ目以降の全２０ページは、第３６回介護福祉士国家試験『受験の手引』の抜粋です。

- 証明権限を有する方に記載例やコード表などのページを参照し、作成してもらってください。

- 実務経験証明書のみを社会福祉振興・試験センターに提出しても、**介護福祉士国家試験の受験申し込みをしたことにはなりません**のでご注意ください。

（受験申し込み手続き方法については、ホームページで確認してください）

① 第36回試験を受験申し込みする(した)方へ

・ 実務経験証明書の指定様式が不足した場合、使用してください。

② 第37回試験以降に受験を予定している方へ

・ 実務経験証明書の指定様式は令和6年7月上旬以降に公開する予定です。

③ 離職する(した)方へ

・ 退職等の時に実務経験を証明していただく場合、こちらの実務経験証明書の指定様式を使用してください。(証明間違いがないようにご注意ください)。

④ 廃業した施設・事業所等の実務経験について

・ 所属していた施設・事業所が廃業(閉鎖)した場合や、施設・事業所先の文書保管期間経過等の理由で記録が処分され、実務経験証明書の提出が困難な方は

こちら

記入方法参照ページ	「受験の手引」30・31ページ
使用する筆記具	ボールペン

裏面の記載要領をよくお読みの上、記入してください。

区分 2
区分 3
区分 5
区分 7

介護福祉士国家試験

実務経験証明書

（兼　実務経験見込証明書）

センター記入欄
□H　□U　同封
□他（　　）

必ず事業所の証明書作成者が記入・押印してください。

（証明書作成日）令和　　年　　月　　日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長　様

法人・施設・事業所名称			法人格コード（36ページ参照）
所在地	〒　　—		
電話番号	—　　—		職印
代表者	役職	氏名	
証明書作成者	所属・役職等	氏名	認印

次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

フリガナ 氏名		□昭和 □平成	年　月　日生
本人住所	〒		
施設または事業所名	介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号（認定コード）		
施設（事業）種類（37～42ページ参照）		コード	
職種（職名）（37～42ページ参照）		コード	

従業期間及び介護等の業務に従事した日数（29～33ページ参照）	従業期間	①	□昭和・□平成・□令和	年	月	日から			
		②	□昭和・□平成・□令和	年	月	日まで			
	上記①から②までの日数						日		
	介護等の業務に従事した日数（上記の従業期間の内、休暇・欠勤・出張・研修などの日を除いた日数）						日		

（注）① 従業期間は、令和６年３月31日までが対象となりますが、証明書作成日の翌日以降を含める場合は、実務経験「見込」証明となりますので、実務経験を満たした時点で確定した内容の実務経験証明書を再度提出してください。最終提出期限（令和６年４月12日（金））（消印有効）。【裏面参照】

② 区分２、３、７（通算で）従業期間1,095日・従事日数540日以上の証明が必要です。
区分５（通算で）従業期間273日・従事日数135日以上の証明が必要です。

証明権限を有する代表者の方へ

① 実務経験証明書について、不実または錯誤した内容の記載をした場合、社会福祉士及び介護福祉士法第８条第１項及び第２項の規定により本人に対し試験を無効とする処分を行うとともに、さらに厚生労働大臣が期間を定めて介護福祉士国家試験を受けさせない処分をすることがあります。また、証明権者はそのてん末を報告しなければなりません。

② 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。

この実務経験証明書を事業所で作成してもらう時は、この証明用紙と「受験の手引」を見せて証明してもらってください。

用紙が不足する場合は、コピーした用紙を使用してください。

㊱

「実務経験見込み」で受験申し込みをする場合の記載について

【事業所の証明書作成者の方へ】
実務経験証明書作成時に便利なツールを試験センターホームページに掲載していますので証明書作成時にお役立てください。（URL）https://www.sssc.or.jp/kaigo/tools/index.html

受験申込時には、実務経験に必要な従業期間・従事日数を満たさないが、令和６年３月31日までに満たす場合は、以下の例を参照してください。

例：「振興会ホームヘルパーステーション」は、
①**令和５年８月25日**に
実務経験証明書を作成しました。
区分２ で受験申し込みをする
福士愛さんは、
②**令和３年３月12日**から
勤務していますが、
実務経験を満たすためには、
少なくとも、
令和６年３月10日まで
勤務する必要があります。
今回提出する「見込」証明書は、
期間の余裕をみて、
③**令和６年３月15日**
までとして作成しました。
④**従事日数は580日**
となる予定です。

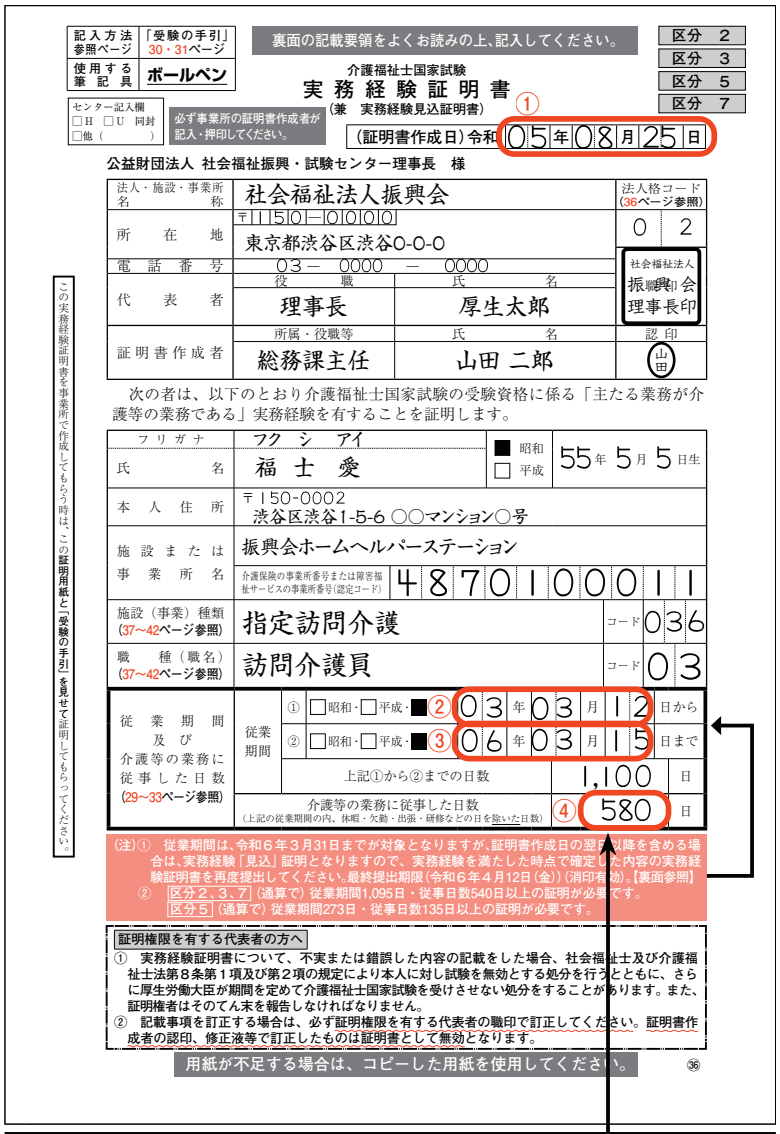

雇用契約に基づき、実際に介護等の業務に従事した日数のみ算入できます。１日の勤務時間は問いません。介護等の業務をしなかった日は対象外です（休暇・欠勤・出張・研修など）。

この場合のよくある間違い

実務経験証明書

作成日　令和５年８月25日

従業期間が、作成日までとなっているのが間違い

従業期間　令和３年３月12日から
令和５年８月25日まで

従業期間が実務経験を満たす日以降（例：令和６年３月15日）までと記載してください。

２回目の実務経験証明書　最終提出期限（令和６年４月12日（金））（消印有効）

実務経験を満たした時点で〔福士愛さんの場合、令和６年３月10日（従業期間３年（1,095日）以上かつ従事日数540日を満たした日）以降）**再度、実務経験証明書を作成する必要があります。**

再度の実務経験証明書の作成日は、改めて作成した日となります。１回目の作成日を記入しないように注意してください（提出方法99・101ページ参照）。

● 実務経験の概要について

Q　従業期間とは？

A　在職期間です。「産休・育休・病休」等の休職期間も含まれます。令和６年３月31日まで対象です。
　掛け持ちで働いている期間は、１日は１日として扱います。ダブルカウントはできません。

Q　従事日数とは？

A　雇用契約に基づき、実際に介護等の業務に従事した日数のみ算入できます。１日の勤務時間は問いません。介護等の業務をしなかった日は対象外です（休暇・欠勤・出張・研修など）。**令和６年３月31日まで対象**です。
　掛け持ちで働いた日も、１日は１日として扱います。ダブルカウントはできません。

Q　従業期間と従事日数は、どれくらい必要なの？対象となる施設・事業・職種は？

A

	従業期間	従事日数	施設・事業	職種
区分２ 区分３ 区分７	３年以上 （1,095 日以上）	540 日以上	36 ～ 42 ページ参照	
区分５	※９ヶ月以上 （273 日以上）	※ 135 日以上		

※特例高校卒業の翌日以降が実務経験の対象です

Q　実務経験証明書とは？

A　区分２、３、５、７　の方は、提出が必要です。
※　区分２、３、７　の実務経験証明書を作成するのに便利なツールを試験センターホームページに掲載しています。
（URL）https://www.sssc.or.jp/kaigo/tools/index.html

Q　従事日数内訳証明書とは？

A　掛け持ちで働いていた期間がある場合のみ、提出が必要です。
※　掛け持ちしていても、１つの事業所の経験だけで、必要な期間と日数を満たす場合は提出不要です。

★　実務経験証明書と従事日数内訳証明書の提出例

① 32・33ページの例

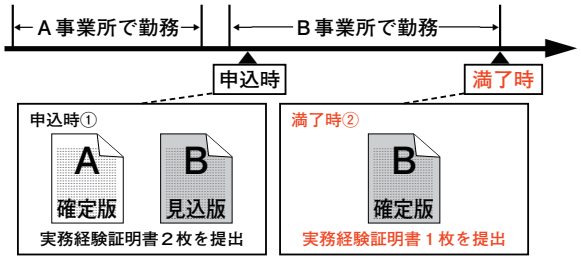

ポイント！
　複数の事業所で実務経験があって、B事業所の在職期間が証明書作成日より先の期間を含んでいる場合
　申込時①　実務経験証明書：A（確定版）・B（見込版）を提出
　満了時②　実務経験証明書：B（確定版）のみを提出

② 34・35ページの例

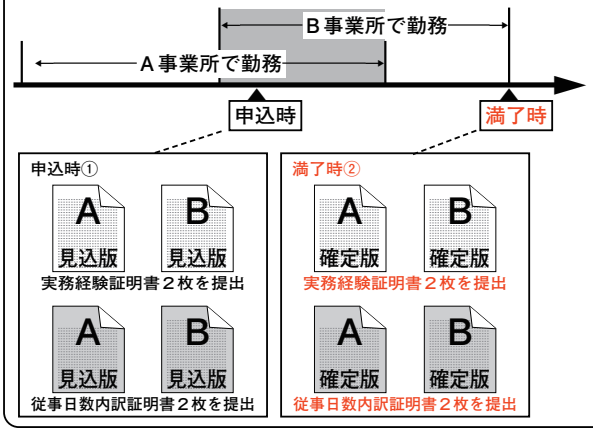

ポイント！
※　A事業所とB事業所の在職期間が重複している期間があるので、「従事日数内訳証明書」が必要

　複数の事業所で実務経験があって、A・B事業所の在職期間が証明書作成日より先の期間を含んでいる場合
　申込時①　A・Bから実務経験証明書（見込版）と、従事日数内訳証明書（見込版）を提出
　満了時②　A・Bから実務経験証明書（確定版）と、従事日数内訳証明書（確定版）を提出

区分2 区分3 区分5 区分7 提出書類

● 実務経験（見込）証明書 （指定様式：69・71・73ページ）

※ 区分2 区分3 区分5 区分7 の受験申込者が提出するもの

はじめに

◆本証明書は受験申込者が作成するものではありません。事業所に作成を依頼してください。
◆本証明書の作成に便利なツールを試験センターホームページに掲載しています。
（URL）https://www.sssc.or.jp/kaigo/tools/index.html

記入例

記入方法参照ページ	「受験の手引」30・31ページ
使用する筆記具	ボールペン

センター記入欄 □H □U 同封 □他（　　）

裏面の記載要領をよくお読みの上、記入してください。

区分 2 / 区分 3 / 区分 5 / 区分 7

介護福祉士国家試験
実務経験証明書
（兼 実務経験見込証明書）

必ず事業所の証明書作成者記入・押印してください。 ①

（証明書作成日）令和 05 年 08 月 25 日

② 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人・施設・事業所名称	社会福祉法人振興会		法人格コード（36ページ参照） 02
所在地	〒150-0000 東京都渋谷区渋谷0-0-0		③
電話番号	03－0000－0000		社会福祉法人振興会理事長印
代表者	役職：理事長	氏名：厚生太郎	
証明書作成者	所属・役職等：総務課主任	氏名：山田 二郎	認印：山田

この実務経験証明書を事業所で作成してもらう時は、この証明用紙と「受験の手引」を見せて証明してもらってください。

次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

④

フリガナ	フクシ アイ	■昭和 □平成 55年5月5日生
氏名	福士 愛	
本人住所	〒150-0002 渋谷区渋谷1-5-6 ○○マンション○号	
施設・事業所名 ⑤	振興会ホームヘルパーステーション	
介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号（認定コード）	4870100011	
施設（事業）（37～42ページ） ⑥	指定訪問介護	コード 036
職種（職名）（37～42ページ参照）	訪問介護員	コード 03
従業期間 ⑦	① □昭和・□平成・■令和 03年03月12日から	
	② □昭和・□平成・■令和 06年03月15日まで	
従業期間及び介護等の業務に従事した期間（29～33ページ参照） ⑧	上記①から②までの日数	1,100 日
	介護等の業務に従事した日数（上記の従業期間の内、休暇・欠勤・出張・研修などの日を除いた日数）	580 日

（注）① 従業期間は、令和６年３月31日までが対象となりますが、証明書作成日の翌日以降を含める場合は、実務経験「見込」証明となりますので、実務経験を満たした時点で確定した内容の実務経験証明書を再度提出してください。最終提出期限（令和６年４月12日（金））（消印有効）。【裏面参照】
② 区分２、３、７（通算で）従業期間1,095日・従事日数540日以上の証明が必要です。
区分５（通算で）従業期間273日・従事日数135日以上の証明が必要です。

証明権限を有する代表者の方へ

① 実務経験証明書について、不実または錯誤した内容の記載をした場合、社会福祉士及び介護福祉士法第８条第１項及び第２項の規定により本人に対し試験を無効とする処分を行うとともに、さらに厚生労働大臣が期間を定めて介護福祉士国家試験を受けさせない処分をすることがあります。また、証明権者はそのてん末を報告しなければなりません。
② 記載事項を訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは証明書として無効となります。

用紙が不足する場合は、コピーした用紙を使用してください。 ㊱

◆見込みで実務経験証明書を作成する場合（33 ページ）、同じ実務経験証明書の様式を使用してください。
◆同じ期間に複数の事業所に所属している場合（34・35 ページ）に限り、その期間の従事日数内訳証明書（様式 75・77 ページ）も必要です。
◆必要に備えて、原本のコピーまたは写真等のデータを各自保存してください。原本は返却しません。

証明書作成時の注意事項

1　実務経験の対象となる施設（事業）・職種・各種コードを36～42ページで確認し、間違いがないよう作成してください。
2　訂正する場合は、必ず証明権限を有する代表者の職印で訂正してください。
　証明書作成者の認印、修正液等で訂正したものは、証明書として無効です。
3　不実・錯誤した内容を記載した場合、試験を無効とします（59ページ法第８条参照）。
　また、証明権限を有する代表者は、そのてん末を報告しなければなりません。
4　従業期間中の介護等の業務に従事した日数が“０”の場合は、実務経験として計算できません。
5　消せるボールペン等は使用しないでください。

①　**忘れずに記入してください。**

②　ゴム印可。

③　証明権限を有する代表者の職印を使用してください。
　個人経営等で職印がない場合に限り、行政等に書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。

④　結婚等で、勤務当時と現在の氏名・住所が異なる場合は、原則として現在の氏名等を記入してください。
　※受験申込書の氏名と異なる場合は、戸籍の個人事項証明書（戸籍抄本）が必要です。

⑤　介護保険法または障害福祉サービス適用の場合に限り、当該事業所番号（認定コード）を記入してください。
　介護保険法または障害福祉サービス適用外の場合は記入不要です。

⑥　施設：具体的な固有名称は記入しないでください。
　　37～42ページを参照し、施設・事業の種類を記入してください。
　職種：具体的な業務内容の記入ではありません。
　　37～42ページを参照し、職種（職名）を記入してください。
　　（◎良い例：介護職員、訪問介護員／ ×悪い例：介護業務、入浴介助）

⑦　実務経験の対象となった日を算定開始日として記入してください。
　証明書作成時に実務経験に必要な日数を満たさない場合は、満たす予定の日まで記入してください（令和６年３月31日まで算定可能）。

⑧　⑦で算定した従業期間の日数と、その期間の中で実際に介護等の業務に従事した日数（１日の勤務時間は不問）を記入してください。

a　複数の事業所で実務経験がある場合

実務経験の通算とは

１事業所の実務経験では不足する方でも、複数事業所の実務経験を通算（合算）することで、実務経験を満たせば受験申し込みができます。

例　区分２で申し込む　福士　愛　さんの場合

Ａ事業所　令和２年10月24日～令和４年４月11日（従業期間535日、従事日数280日）
Ｂ事業所　令和４年８月５日～令和６年２月15日（従業期間560日、従事日数270日）
→２か所の経験を通算すると、従業期間は1,095日、従事日数は540日を超える550日となり、実務経験を満たす。

	令和２年		令和３年						令和４年						令和５年						令和６年
事業所	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
Ａ事業所	過去の経験																				
Ｂ事業所												現在の経験									

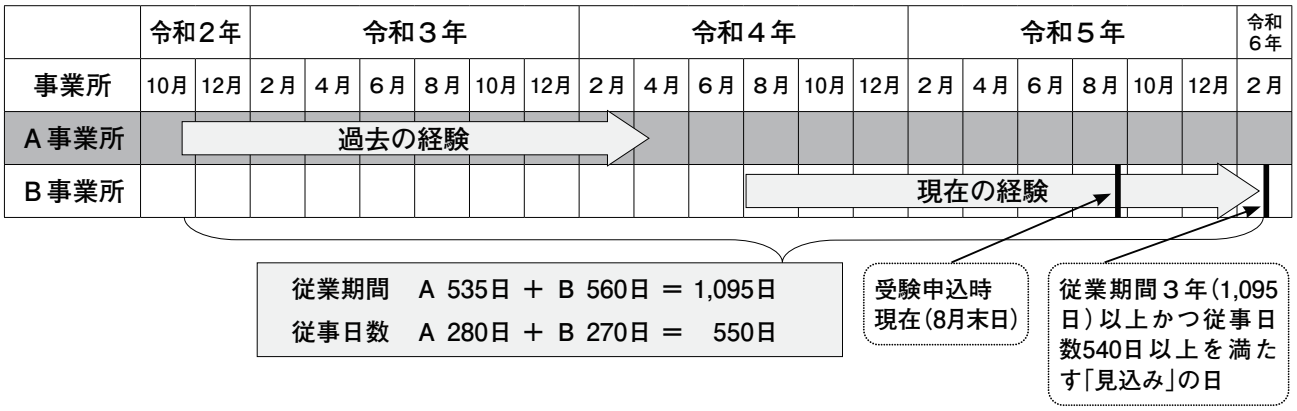

従業期間　Ａ 535日 ＋ Ｂ 560日 ＝ 1,095日
従事日数　Ａ 280日 ＋ Ｂ 270日 ＝ 550日

受験申込時現在（8月末日）

従業期間３年（1,095日）以上かつ従事日数540日以上を満たす「見込み」の日

Ａ事業所の例

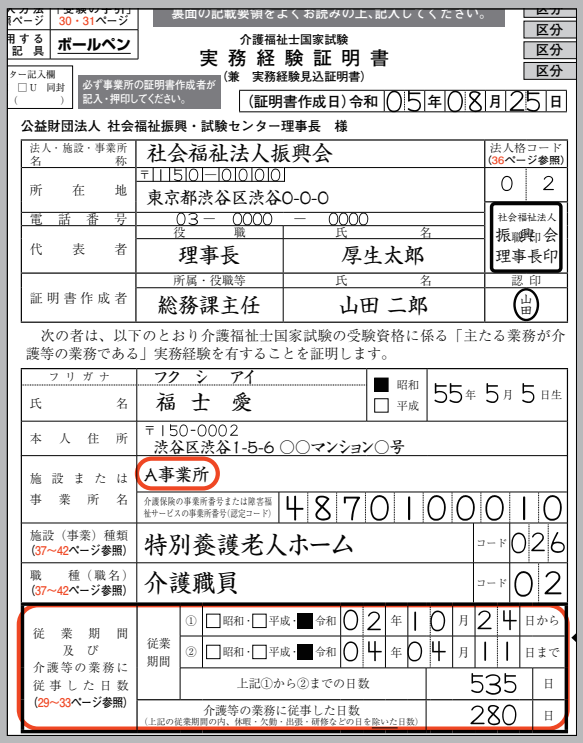

30・31ページ
ボールペン
裏面の記載要領をよくお読みの上、記入してください。
区分
区分
区分
介護福祉士国家試験
実務経験証明書
（兼　実務経験見込証明書）
必ず事業所の証明書作成者が記入・押印してください。
（証明書作成日）令和 05 年 08 月 25 日
公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長　様

法人・施設・事業所名称	社会福祉法人振興会		法人格コード（36ページ参照） 0 2
所在地	〒150-0000 東京都渋谷区渋谷0-0-0		
電話番号	03－ 0000 － 0000		社会福祉法人振興会理事長印
代表者	役職 理事長	氏名 厚生太郎	
証明書作成者	所属・役職等 総務課主任	氏名 山田 二郎	認印 山田

次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

フリガナ	フク シ アイ	■昭和 □平成	55年 5月 5日生
氏名	福 士 愛		
本人住所	〒150-0002 渋谷区渋谷1-5-6 ○○マンション○号		
施設または事業所名	A事業所	介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号（認定コード）	4870100010
施設（事業）種類（37～42ページ参照）	特別養護老人ホーム	コード	026
職種（職名）（37～42ページ参照）	介護職員	コード	02
従業期間及び介護等の業務に従事した日数（29～33ページ参照）	従業期間 ① □昭和・□平成・■令和 02年10月24日から		
	従業期間 ② □昭和・□平成・■令和 04年04月11日まで		
	上記①から②までの日数	535	日
	介護等の業務に従事した日数（上記の従業期間の内、休暇・欠勤・出張・研修などの日を除いた日数）	280	日

Ｂ事業所の例

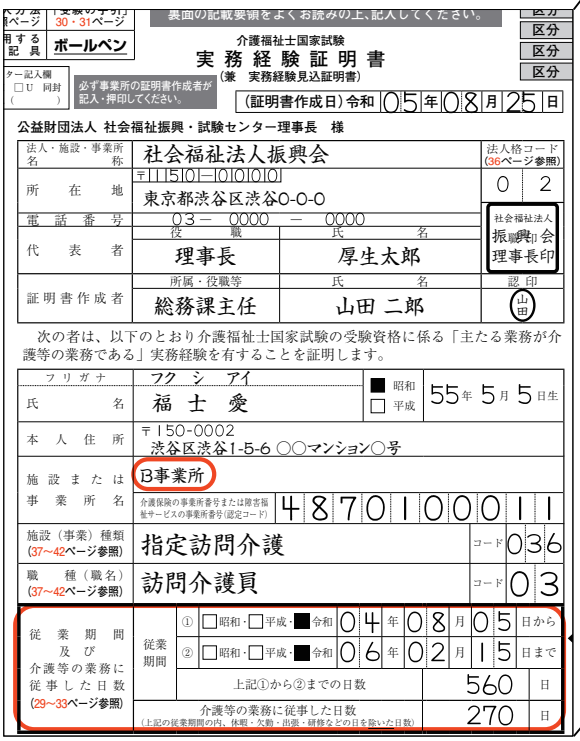

30・31ページ
ボールペン
裏面の記載要領をよくお読みの上、記入してください。
区分
区分
区分
介護福祉士国家試験
実務経験証明書
（兼　実務経験見込証明書）
必ず事業所の証明書作成者が記入・押印してください。
（証明書作成日）令和 05 年 08 月 25 日
公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長　様

法人・施設・事業所名称	社会福祉法人振興会		法人格コード（36ページ参照） 0 2
所在地	〒150-0000 東京都渋谷区渋谷0-0-0		
電話番号	03－ 0000 － 0000		社会福祉法人振興会理事長印
代表者	役職 理事長	氏名 厚生太郎	
証明書作成者	所属・役職等 総務課主任	氏名 山田 二郎	認印 山田

次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

フリガナ	フク シ アイ	■昭和 □平成	55年 5月 5日生
氏名	福 士 愛		
本人住所	〒150-0002 渋谷区渋谷1-5-6 ○○マンション○号		
施設または事業所名	B事業所	介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号（認定コード）	4870100011
施設（事業）種類（37～42ページ参照）	指定訪問介護	コード	036
職種（職名）（37～42ページ参照）	訪問介護員	コード	03
従業期間及び介護等の業務に従事した日数（29～33ページ参照）	従業期間 ① □昭和・□平成・■令和 04年08月05日から		
	従業期間 ② □昭和・□平成・■令和 06年02月15日まで		
	上記①から②までの日数	560	日
	介護等の業務に従事した日数（上記の従業期間の内、休暇・欠勤・出張・研修などの日を除いた日数）	270	日

33ページに続く

※　受験申し込み後、実務経験を満たした時点で、再度、Ｂ事業所だけの実務経験証明書を提出してください。

b 「実務経験見込み」で申し込む場合

実務経験見込みとは

証明書作成時に実務経験を満たしていなくても、令和６年３月31日までに従業期間・従事日数が必要日以上となる見込みの方は、「実務経験見込み」として申し込みできます。

例「Ｂ事業所」の実務経験証明書について

提出１回目

「Ｂ事業所」の実務経験証明書は、①令和５年８月25日に作成して、受験申し込みをしました。
「Ａ事業所」と通算して、実務経験を満たすためには、②令和６年２月15日まで勤務する必要があります。

提出２回目

「Ｂ事業所」で、実務経験を満たした（③令和６年２月15日まで勤務した）ので、改めて「Ｂ事業所」の実務経験証明書を④令和６年２月16日に作成しました。

Ｂ事業所の提出 １回目
（受験申込時の例）

用する記具 ボールペン
介護福祉士国家試験
実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）
区分 区分 区分
①
必ず事業所の証明書作成者が記入・押印してください。
（証明書作成日）令和 05 年 08 月 25 日
公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人・施設・事業所名称	社会福祉法人振興会	法人格コード（36ページ参照） 02
所在地	〒150-0000 東京都渋谷区渋谷0-0-0	
電話番号	03－0000－0000	
代表者	役職：理事長　氏名：厚生太郎	社会福祉法人振興会理事長印
証明書作成者	所属・役職等：総務課主任　氏名：山田 二郎	認印：山田

次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

フリガナ／氏名	フク シ アイ／福 士 愛	■昭和 □平成 55年5月5日生
本人住所	〒150-0002 渋谷区渋谷1-5-6 ○○マンション○号	
施設または事業所名	B事業所（介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号（認定コード）：4870100011）	
施設（事業）種類（37～42ページ参照）	指定訪問介護	コード 036
職種（職名）（37～42ページ参照）	訪問介護員	コード 03
② 従業期間及び介護等の業務に従事した日数（29～33ページ参照）	① □昭和・□平成・■令和 04年08月05日から	
	② □昭和・□平成・■令和 06年02月15日まで	
	上記①から②までの日数	560 日
	介護等の業務に従事した日数（上記の従業期間の内、休暇・欠勤・出張・研修などの日を除いた日数）	270 日

Ｂ事業所の提出 ２回目
（実務経験を満たした時の例）

用する記具 ボールペン
介護福祉士国家試験
実務経験証明書（兼 実務経験見込証明書）
区分 区分 区分
④
必ず事業所の証明書作成者が記入・押印してください。
（証明書作成日）令和 06 年 02 月 16 日
公益財団法人 社会福祉振興・試験センター理事長 様

法人・施設・事業所名称	社会福祉法人振興会	法人格コード（36ページ参照） 02
所在地	〒150-0000 東京都渋谷区渋谷0-0-0	
電話番号	03－0000－0000	
代表者	役職：理事長　氏名：厚生太郎	社会福祉法人振興会理事長印
証明書作成者	所属・役職等：総務課主任　氏名：山田 二郎	認印：山田

次の者は、以下のとおり介護福祉士国家試験の受験資格に係る「主たる業務が介護等の業務である」実務経験を有することを証明します。

フリガナ／氏名	フク シ アイ／福 士 愛	■昭和 □平成 55年5月5日生
本人住所	〒150-0002 渋谷区渋谷1-5-6 ○○マンション○号	
施設または事業所名	B事業所（介護保険の事業所番号または障害福祉サービスの事業所番号（認定コード）：4870100011）	
施設（事業）種類（37～42ページ参照）	指定訪問介護	コード 036
職種（職名）（37～42ページ参照）	訪問介護員	コード 03
③ 従業期間及び介護等の業務に従事した日数（29～33ページ参照）	① □昭和・□平成・■令和 04年08月05日から	
	② □昭和・□平成・■令和 06年02月15日まで	
	上記①から②までの日数	560 日
	介護等の業務に従事した日数（上記の従業期間の内、休暇・欠勤・出張・研修などの日を除いた日数）	270 日

この場合のよくある間違い

①証明書作成日まで証明すると…

従業期間	①	□昭和・□平成・■令和	0	4	年	0	8	月	0	5	日から
	②	□昭和・□平成・■令和	0	5	年	0	8	月	2	5	日まで
上記①から②までの日数									386		日

※ 「A事業所」の従業期間と合計しても1,095日にならないため、この実務経験証明書では受け付けできません。

※２回目の提出期限

令和６年４月12日（金）（消印有効）

簡易書留で試験センターに提出してください。
（提出方法は、99・101ページ参照）
期限までに提出されない場合、実務経験を満たさなかったとして試験は無効となります。

● 実務経験の範囲について

介護福祉士試験の受験資格となる実務経験は、厚生労働省がその範囲を示しています。

「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付け社庶第29号）別添2」（61～63ページ参照）
「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付け社庶第30号）」（63・64ページ参照）

受験資格となる実務経験の範囲は、37ページ以降の表に掲げた「施設･事業･職種」及び上記の通知（原典）のとおりです。

1 「法人格」とコード

実務経験証明書の「法人格コード」欄には、次のうち該当する「コード」を記入してください。

法　人　格（運 営 主 体）	コード
国、地方公共団体等の公的機関	０１
社会福祉法人､(一般･公益)財団･社団法人､宗教法人､独立行政法人､学校法人等の非営利法人	０２
医療法人等、病院・診療所を開設する法人及び個人	０３
株式会社、有限会社、合同会社、合資会社、合弁会社等の営利法人 （人材派遣会社はコード０８）	０４
特定非営利活動法人（NPO法人）	０５
生活協同組合、農業協同組合、企業組合等の協同組合	０６
その他	０７
人材派遣会社（上記コード01～07の運営主体に介護職員等を派遣） ※　派遣先である運営主体でも、派遣元である人材派遣会社でも証明可能です （運営主体が証明できない場合は、人材派遣会社が証明してください）	０８

2 「施設・事業」「職種」とコード

実務経験証明書の「施設（事業）種類」「職種」欄には、38～42ページの表のうち、該当する「施設･事業」「職種」及び「コード」を記入してください。

職種について

施設・事業所内において、独自の職種（職名）を使用している場合は、「人員配置基準」「運営要綱」等に基づいた正式な職種を記入してください。

例：ケアワーカー、介護ヘルパー、介護員等　→　介護職員

（注意）「職種」欄には、「介護職員」「訪問介護員」など職名を記入してください。

なお、「介護業務」「入浴介護」といった業務内容の記載ではありません。

対象とならない職種

① 「人員配置基準」「運営要綱」等に示された、**主たる業務が介護等の業務と認められない職種**

- **生活相談員、支援相談員等の相談援助業務を行う職種**
- **医師、看護師、准看護師**
- **理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の機能訓練担当職員（当該業務を補助する方を含む）**
- **心理指導担当職員、作業指導員、職業指導員、就労支援員、目標工賃達成指導員、賃金向上達成指導員**
- **事務員、介護支援専門員、調理員、栄養士、計画作成担当者、福祉用具専門相談員**

② **主たる業務が介護等の業務でないことが明確な職種**

例：**相談員、警備員、運転手、用務員、清掃員、あん摩マッサージ指圧師**

職種の兼務について

介護等の業務とそれ以外の業務を兼務している場合、「職種コード」欄は［10］と記入してください。

※ **介護等の業務とそれ以外の業務を兼務している**事実が、**辞令等で明確**であって、**主たる業務が介護等の業務である**場合に限り対象となります。

「職種」欄は「介護職員兼生活相談員」のように、「介護職員兼○○」と記入してください。

※ **施設長または事業所の長**が、**介護等の業務を兼務している場合**、介護等の業務に従事した日数に限り対象となります。

「職種」欄は「**介護等の業務を兼務する施設長**」のように、「**介護等の業務を兼務する○○○**」と記入してください。

代表者の自己証明について

実務経験証明書の**「代表者」欄が受験申込者自身である場合、受験申込者自身が代表者であること、実務経験の対象となる事業を行っていることが確認できる「法人の履歴事項全部証明書」の原本を必ず提出**してください。

なお、この場合、**「証明書作成者」欄は、受験申込者以外の第三者が作成**するようにしてください。

実務経験証明書の「施設（事業）種類」「職種」欄には、次のうち該当する「施設･事業」「職種」及び「コード」を記入してください。

ア　社会福祉施設等

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
㋐　児童福祉法関係の施設・事業		
知的障害児施設	００１	・保育士〔０１〕 ・介助員〔０２〕 ・看護補助者〔０５〕 ・看護助手〔０５〕 **・指導員（児童発達支援・放課後等デイサービス）〔０６〕（ただし、下記の注意事項１の①・②に掲げる者に限る）** **・児童指導員〔０７〕（ただし、下記の注意事項２の①に掲げる者に限る）** **・障害福祉サービス経験者（児童発達支援･放課後等デイサービス）〔０９〕（ただし、下記の注意事項３の①・②に掲げる者に限る）** など入所者の保護に直接従事する職員 **※　「対象とならない職種」「職種の兼務」「代表者の自己証明」については37ページを参照**
自閉症児施設		
知的障害児通園施設	００２	
盲児施設	００３	
ろうあ児施設		
難聴幼児通園施設		
肢体不自由児施設	００４	
肢体不自由児通園施設		
肢体不自由児療護施設		
重症心身障害児施設	００５	
重症心身障害児（者）通園事業	００６	
肢体不自由児施設または重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関（国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの）	００７	
児童発達支援	０８９	
放課後等デイサービス	０９０	
障害児入所施設	０９１	
児童発達支援センター	０９２	
保育所等訪問支援	０９３	・訪問支援員〔０３〕
居宅訪問型児童発達支援	０９８	

注意事項

１　「指導員」（児童発達支援・放課後等デイサービス）について

①　「児童発達支援」「放課後等デイサービス」において、「介護職員」が置かれている場合、「指導員」は実務経験になりません。

②　「児童発達支援」「放課後等デイサービス」において、業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。
**　なお、「児童発達支援」の場合は平成31年３月31日まで、「放課後等デイサービス」の場合は平成30年３月31日までの期間に限り実務経験になります。**

③　前記①・②により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。

２　「児童指導員」について

①　業務分掌表上､介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。

②　前記により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。

３　「障害福祉サービス経験者」（児童発達支援・放課後等デイサービス）について

①　業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合は令和５年３月31日までの期間に限り実務経験になります。

②　「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、２年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービスをいいます。

③　前記①・②により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
㋑　障害者総合支援法関係の施設・事業		
障害者デイサービス事業（平成18年９月までの事業）	０６１	・★保育士(児童デイサービス)〔０１〕 ・介護職員〔０２〕 ・介助員（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業）〔０２〕 ・寮母〔０２〕 ・★生活支援員〔０６〕 ・★指導員（児童デイサービス・地域活動支援センター）〔０６〕 ・★精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設）〔０６〕 ・★世話人（共同生活介護・共同生活援助）〔０６〕 などのうち、主たる業務が介護等の業務である者 **※　★印がある５職種は下記の注意事項１の①・②を満たした方が対象になります。** **※　「対象とならない職種」「職種の兼務」「代表者の自己証明」については37ページを参照**
短期入所	０６２	
障害者支援施設	０６５	
療養介護	０６６	
生活介護	０６７	
児童デイサービス	０８３	
共同生活介護（ケアホーム）	０６８	
共同生活援助（グループホーム）	０８４	
自立訓練	０６９	
就労移行支援	０７０	
就労継続支援	０７１	
知的障害者援護施設 (知的障害者更生施設･知的障害者授産施設･知的障害者通勤寮･知的障害者福祉工場)	０７２	
身体障害者更生援護施設 (身体障害者更生施設･身体障害者療護施設･身体障害者授産施設･身体障害者福祉工場)	０７３	
福祉ホーム	０７４	
身体障害者自立支援	０７６	
日中一時支援	０７７	
生活サポート	０７８	
経過的デイサービス事業	０７９	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	０９６	
訪問入浴サービス	０８０	
地域活動支援センター	０８１	
精神障害者社会復帰施設 (精神障害者生活訓練施設･精神障害者授産施設･精神障害者福祉工場)	０８５	
在宅重度障害者通所援護事業 (日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る)	０１９	
知的障害者通所援護事業 (全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る)	０４１	
居宅介護	０６３	・訪問介護員〔０３〕 ・ホームヘルパー〔０３〕 ・ガイドヘルパー〔０３〕 など主たる業務が介護等の業務である者 **(サービス提供責任者としての業務は対象となりません。実際に介護等の業務を行う職種（職名）で証明してください。)**
重度訪問介護		
行動援護		
同行援護		
外出介護（平成18年９月までの事業）		
移動支援事業	０７５	

注意事項

１　「★印の５職種」について

①　上表の「施設・事業の配置基準」などで「介護職員」が置かれている場合、実務経験になりません。

②　上表の「施設・事業」で、業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。

③　前記①・②により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。

２　「障害者総合支援法の施設・事業」を実施している場合、当該施設・事業の適用を受ける前から同等の施設・事業を継続的に行っている場合は、その施設・事業を開始した時点から実務経験になります。

・「非営利法人」→法人格取得以前の期間も対象
・「営利法人」→法人格取得後の期間が対象

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
㋒　老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業		
老人デイサービスセンター	０２３	・介護職員〔０２〕 ・介護従事者〔０２〕 ・介護従業者〔０２〕 ・介助員〔０２〕 ・支援員（養護老人ホームのみ）〔０８〕 など主たる業務が介護等の業務である者 ※　「対象とならない職種」 「職種の兼務」 「代表者の自己証明」については 37ページを参照
指定通所介護（指定療養通所介護を含む）		
指定地域密着型通所介護		
指定介護予防通所介護		
第１号通所事業		
指定認知症対応型通所介護		
指定介護予防認知症対応型通所介護		
老人短期入所施設	０２４	
指定短期入所生活介護		
指定介護予防短期入所生活介護		
養護老人ホーム	０２５	
特別養護老人ホーム	０２６	
指定介護老人福祉施設		
指定地域密着型介護老人福祉施設		
軽費老人ホーム	０２７	
ケアハウス		
有料老人ホーム	０２８	
指定小規模多機能型居宅介護	０６４	
指定介護予防小規模多機能型居宅介護		
指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	０９４	
指定訪問入浴介護	０３１	
指定介護予防訪問入浴介護		
指定認知症対応型共同生活介護	０３２	
指定介護予防認知症対応型共同生活介護		
介護老人保健施設	０３３	
介護医療院	０９７	
指定通所リハビリテーション	０３４	
指定介護予防通所リハビリテーション		
指定短期入所療養介護	０３５	
指定介護予防短期入所療養介護		
指定特定施設入居者生活介護	０８２	
指定介護予防特定施設入居者生活介護		
指定地域密着型特定施設入居者生活介護		
サービス付き高齢者向け住宅	０９５	
指定訪問介護	０３６	・訪問介護員〔０３〕 ・ホームヘルパー〔０３〕 （サービス提供責任者としての業務は対象となりません。実際に介護等の業務を行う職種（職名）で証明してください。）
指定介護予防訪問介護		
第１号訪問事業		
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
指定夜間対応型訪問介護		
指定訪問看護	１００	・看護補助者〔０５〕 ・看護助手〔０５〕 など主たる業務が介護等の業務である者
指定介護予防訪問看護		

注意事項

１　介護保険法の「指定居宅サービス」、「指定介護予防サービス」、「指定地域密着型サービス」、「指定地域密着型介護予防サービス」、「第１号訪問事業」、「第１号通所事業」を実施している場合、当該事業の適用を受ける前から、同等の事業を継続的に行っている場合は、その事業を開始した時点から実務経験になります。

〔・「指定通所リハビリテーション」を除く。
・「非営利法人」→法人格取得以前の期間も対象
・「営利法人」→法人格取得後の期間が対象〕

２　「第１号訪問事業」、「第１号通所事業」は、旧「指定介護予防訪問介護」、旧「指定介護予防通所介護」に係る基準の例による基準に従って事業を実施するもので、「事業者指定」を受けているものが実務経験となります。

３　「指定訪問看護」、「指定介護予防訪問看護」の看護補助者のうち、空床時のベッドメーキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
㋓　生活保護法関係の施設		
救護施設	０２１	・介護職員〔０２〕 ・介助員〔０２〕 など主たる業務が介護等の業務である者
更生施設	０２２	
㋔　その他の社会福祉施設等		
地域福祉センター	０４３	・介護職員〔０２〕 ・介護員〔０２〕 ・介助員〔０２〕 ・看護補助者〔０５〕 ・看護助手〔０５〕 など主たる業務が介護等の業務である者 **※　「対象とならない職種」「職種の兼務」「代表者の自己証明」については37ページを参照**
隣保館デイサービス事業	０４４	
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	０４５	
ハンセン病療養所	０４６	
原子爆弾被爆者養護ホーム	０４７	
原子爆弾被爆者デイサービス事業	０４８	
原子爆弾被爆者ショートステイ事業	０４９	
労災特別介護施設	０５１	
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	０５０	原爆被爆者家庭奉仕員〔０３〕
家政婦紹介所 （個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る）	０５２	家政婦〔０４〕
訪問看護事業 （健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業）	１０１	・看護補助者〔０５〕 ・看護助手〔０５〕 など主たる業務が介護等の業務である者

注意事項

「ハンセン病療養所」、「訪問看護事業」の看護補助者のうち、空床時のベッドメーキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。

イ　病院または診療所

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
病院	０８７	・介護職員〔０２〕 ・看護補助者〔０５〕 ・看護助手〔０５〕 など主たる業務が介護等の業務である者
診療所		

注意事項

病院または診療所の看護補助者のうち、空床時のベッドメーキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。

区分2
区分3
区分5
区分7
提出書類

ウ　介護等の便宜を供与する事業

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業	056	・介護職員〔０２〕 ・訪問介護員〔０３〕 など主たる業務が介護等の業務である者 ・その他〔１０〕（実施要綱・条例・定款等に基づいた職種（職名）を記入） ※「対象とならない職種」「職種の兼務」「代表者の自己証明」については37ページを参照
介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス（指定事業所は除く）	０５７	
障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス（指定事業所は除く）	０８８	
以下の各サービスに準ずる事業 非営利法人が実施する介護保険法の指定（基準該当）居宅、第１号訪問事業、第１号通所事業、指定（基準該当）介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業	058	
その他の介護等の便宜を供与する事業（運営主体が法人格を有していること）（38～42ページの「施設・事業」に該当しない事業）	099	

注意事項

1　上表のコード「056」、「058」、「099」の事業には、実務経験になる条件があります。

※　コード「056」、「058」、「099」の事業を実務経験とする場合、「実務経験証明書」の他に、次の条件すべてに該当することが確認できる資料を受験申込書に同封してください。

事業の種類	対象者が「高齢者」「障害児・者」である。
実施要綱・条例・定款等	「高齢者」「障害児・者」「福祉に関する…」等の記載がある。
事業目的・事業概要	介護等の業務を行うことが明記されている。
職　種	業務分掌上「介護職員」「訪問介護員」等として配置され、主たる業務が介護等の業務である。

2　コード「057」、「088」（介護保険法・障害者総合支援法の基準該当サービス）の場合、基準該当の適用を受ける前から、同等の事業を継続的に行っている場合は、その事業を開始した時点から実務経験になります。

・「非営利法人」→法人格取得以前の期間も対象。
・「営利法人」→法人格取得後の期間が対象。

3　「実務経験証明書」の「施設（事業）種類」・「職種」欄は、具体的に記入してください。

【記入例】

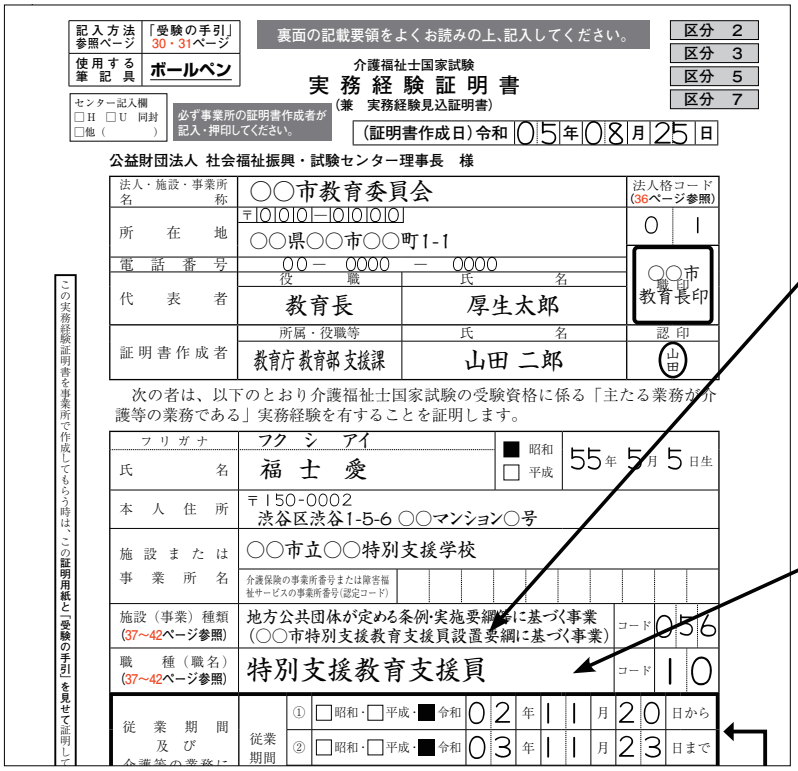

「施設（事業）種類」欄
・「○○市の条例に基づく事業（○○市高齢者デイサービス事業）」
・「介護保険法の指定訪問介護に準ずる事業（○○社協ホームヘルプサービス事業）」
・「その他の介護等の便宜を供与する事業（○○福祉法の○○事業に準ずる事業）」
のように、（　）内に必ず事業名を記入してください。

「職種」欄
職名を記入してください。

● 介護福祉士国家試験関係法令

1 「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）（抄）

（定義）
第２条（略）
２　この法律において「介護福祉士」とは、第42条第１項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者をいう。
（社会福祉士試験の無効等・第40条第３項で介護福祉士試験に準用）
第８条　厚生労働大臣は、社会福祉士試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。
２　厚生労働大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて社会福祉士試験を受けることができないものとすることができる。
（受験手数料・第40条第３項で介護福祉士試験に準用）
第９条　社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。
２　前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。
（介護福祉士試験）
第40条　介護福祉士試験は、介護福祉士として必要な知識及び技能について行う。
２　介護福祉士試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。
一　学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において２年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
二　学校教育法に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において１年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
三　学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であって、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において１年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
四　学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて３年以上（専攻科において２年以上必要な知識及び技能を修得する場合にあっては、２年以上）介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者
五　３年以上介護等の業務に従事した者であって、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設において６月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの
六　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの
３　第６条、第８条及び第９条の規定は、介護福祉士試験について準用する。
（登録）
第42条　介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。
２（略）

附則
第９条　第40条第２項の規定にかかわらず、次に掲げる者であって、９月以上介護等の業務に従事したものは、介護福祉士試験を受けることができる。
一　平成26年３月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において３年以上（専攻科において２年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得する場合にあっては、２年以上）介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者
二　平成28年４月１日から平成31年３月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校において３年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者（次号に掲げる者を除く。）
三　平成28年４月１日から平成32年３月31日までに学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものに入学し、当該学校の専攻科（修業年限が２年以上であるものに限る。）において２年以上介護福祉士として必要な基礎的な知識及び技能を修得した者

改正法附則（平成19年12月５日）

第５条　附則第１条第三号に掲げる規定の施行の際現に第２条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第40条第２項第二号に規定する要件に該当する者は、第２条の規定による改正後の同法第40条第２項の規定にかかわらず、介護福祉士試験を受けることができる。

２　「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」（昭和62年政令第402号）（抄）

（受験手数料）

第12条　（略）

２　法第40条第３項において準用する法第９条第１項の受験手数料の額は、18,380円とする。

３　「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）（抄）

（介護福祉士試験の受験資格）

第21条　法第40条第２項第６号の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　学校教育法による高等学校又は中等教育学校であって文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定したものにおいて、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第２号）別表第５に定める高等学校等に係る教科目及び単位数を修めて、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者

二　インドネシア人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定附属書10第１編第６節２の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたインドネシア人をいう。）、フィリピン人介護福祉士候補者（経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定附属書８第１部第６節１（b）の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたフィリピン人をいう。）又はベトナム人介護福祉士候補者（平成24年４月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡１（b）の規定に基づき、入国及び一時的な滞在が許可されたベトナム人をいう。）であって、３年以上介護等（法第２条第２項に規定する介護等をいう。次条第４項及び第23条第２項において同じ。）の業務に従事した者

三　３年以上介護等の業務に従事した者であって、次に掲げる課程のいずれかを修了した後、法第40条第２項第５号に規定する学校又は養成施設において１月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

イ　法附則第11条第２項に規定する喀痰吸引等研修（別表第３第１号の基本研修及び同表第２号の実地研修を除く。）の課程

ロ　介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23に規定する介護職員初任者研修課程

ハ　介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成18年厚生労働省令第106号）附則第２条の規定による廃止前の訪問介護員に関する省令（ニ及びホにおいて「旧訪問介護員省令」という。）第１条に規定する１級課程

ニ　旧訪問介護員省令第１条に規定する２級課程

ホ　旧訪問介護員省令第１条に規定する３級課程

ヘ　介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則第22条の23第１項に規定する介護職員基礎研修課程

ト　イからヘまでに掲げる課程に準ずる課程として厚生労働大臣が認める課程

（介護福祉士試験）

第22条　介護福祉士試験は、筆記及び実技の方法により行う。

２　実技試験は、筆記試験に合格した者に限り、受けることができる。

３　法第40条第２項第１号から第５号まで又は前条第３号に規定する者については、実技試験を免除する。

４　法第40条第２項第１号から第３号までに規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設の設置者が介護等に関する専門的技術について行う講習であって、第23条の２第１項各号に掲げる要件を満たすものとして、あらかじめ届け出られたもの（以下「介護技術講習」という。）を修了した者については、その申請により、介護技術講習を修了した日後引き続いて行われる次の３回の実技試験を免除する。

附則

（介護福祉士試験の受験資格に関する経過措置）

第１条の２　第21条第３号の規定の適用については、当分の間、同号中「修得したもの」とあるのは、「修得したもの及び３年以上介護等の業務に従事した者のうち、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）による改正前の介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第１項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者であって、附則第13条第３号の喀痰吸引等研修（別表第３第１号の基本研修及び同表第２号の実地研修を除く。）を修了したことを証する書類の交付を受けたもの」と読み替えるものとする。

（介護福祉士試験に関する経過措置）

第１条の３　第22条第４項の規定の適用については、当分の間、同項中「を修了した者」とあるのは「を修了した者、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第４若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第４に定める介護過程（以下この項において「介護過程」という。）を修めた者又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第５若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第４の２に定める介護過程Ⅲ（以下この項において「介護過程Ⅲ」という。）を修了した者」と、「を修了した日」とあるのは「を修了した日、介護過程を修めた日又は介護過程Ⅲを修了した日」と読み替えるものとする。

4 「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年２月12日社庶第29号厚生省社会局長、児童家庭局長通知）

別添２

介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等

1　介護等の業務の範囲

介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号。以下「整備法」という。）第５条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。）の入所者の保護に直接従事する職員（職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要な職員を除く。）

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（障害者総合支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更生施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設及び同法第31条に規定する身体障害者授産施設に限る。）、障害者総合支援法に規定する地域活動支援センターを行う事業所又は障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

（3）生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設及び更生施設の介護職員

（4）老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームの介護職員

（5）地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第２条による改正前の障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち共同生活介護を行う事業者の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

（6）障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行う事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

（7）整備法第３条による改正前の障害者自立支援法に規定する児童デイサービスを行っている事業所の従業者のうち、その主たる業務が介護等である者

（8）　指定訪問介護（介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項に規定する指定居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）に該当する同法第８条第２項に規定する訪問介護をいう。）若しくは指定介護予防訪問介護（同法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）に該当する地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）第５条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第８条の２第２項に規定する介護予防訪問介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）又は第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第１項第１号イに規定する第一号訪問事業をいう。）の訪問介護員等

（9）　指定訪問看護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第４項に規定する訪問看護をいう。）又は指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービスに該当する介護保険法第８条の２第３項に規定する介護予防訪問看護をいう。）において看護業務の補助を行う者であって、その主たる業務が介護等の業務である者

（10）　指定通所介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第７項に規定する通所介護をいう。）若しくは指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第17項に規定する地域密着型通所介護をいう。）若しくは指定介護予防通所介護（指定介護予防サービスに該当する旧介護保険法第８条の２第７項に規定する介護予防通所介護をいい、医療介護総合確保推進法附則第11条又は第14条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされたものを含む。）若しくは指定短期入所生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第９項に規定する短期入所生活介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第７項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。）又は第一号通所事業（介護保険法第115条の45第１項第１号ロに規定する第一号通所事業をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設を除く。）の介護職員

（11）指定訪問入浴介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第３項に規定する訪問入浴介護をいう。）又は指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第２項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。）の介護職員

（12）指定定期巡回･随時対応型訪問介護看護（介護保険法第42条の２に規定する指定地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）に該当する同法第８条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の訪問介護員等

（13）指定夜間対応型訪問介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第16項に規定する夜間対応型訪問介護をいう。）の訪問介護員

（14）指定認知症対応型通所介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第18項に規定する認知症対応型通所介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型通所介護（同法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス（以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。）に該当する同法第８条の２第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護をいう。）を行う施設（老人デイサービスセンターを除く。）の介護職員

（15）指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第８条の２第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。）の介護従業者

（16）指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。）又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービスに該当する同法第８条の２第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。）の介護従業者

（17）指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第８条第23項に規定する複合型サービスをい

う。）の介護従業者

(18) 指定通所リハビリテーション（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第８項に規定する通所リハビリテーションをいう。）若しくは指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第６項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。）又は指定短期入所療養介護（指定居宅サービスに該当する同法第８条第10項に規定する短期入所療養介護をいう。）若しくは指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第８項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。）を行う施設の介護職員

(19) 指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービスに該当する介護保険法第８条第11項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（指定地域密着型サービスに該当する同法第８条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。）又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービスに該当する同法第８条の２第９項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）を行う施設の介護職員

(20) 指定介護老人福祉施設（指定施設サービス等に該当する介護保険法第８条第27項に規定する介護老人福祉施設をいう。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスに該当する同法第８条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。）（特別養護老人ホームを除く。）の介護職員

(21) 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(22) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第５条第１項に規定するサービス付き高齢者向け住宅の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(23) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第１項に規定する指定介護療養型医療施設であって、同法第８条第26項に規定する療養病床等により構成される病棟又は診療所（以下「病棟等」という。）における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

(24) 介護保険法第８条第29項に規定する介護医療院における介護職員等その主たる業務が介護等の業務である者

(25) 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成６年３月厚生省告示第72号）別表第１（老人医科診療報酬点数表）において定められた病棟等のうち、介護力を強化したもの（同告示に基づき、都道府県知事に対し、「老人病棟老人入院基本料（１から４）」、「老人性認知症疾患療養病棟入院料」又は「診療所老人医療管理料」の届出を行った病棟等をいう。）において看護の補助の業務に従事する者であって、その主たる業務が介護等の業務である者

(26) 医療法第１条の５に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(27) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第１項に規定する訪問看護事業において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(28) ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）第２条第２項に規定する国立ハンセン病療養所等における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者

(29) 職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）附則第４項に規定する家政婦のうち、個人の家庭において就業し、その主たる業務が介護等の業務である者

(30) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第29条第１項第２号に基づき設置された労災特別介護施設の介護職員

(31)「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」（平成15年11月10日付け障発第1110001号）別紙（重症心身障害児（者）通園事業実施要綱）に基づく「重症心身障害児（者）通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員（施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。）

(32)「在宅重度障害者通所援護事業について」（昭和62年８月６日付け社更第185号）別添（在宅重度障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「在宅重度障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(33)「知的障害者通所援護事業助成費の国庫補助について」（昭和54年４月11日付け児第67号）別添（知的障害者通所援護事業実施要綱）に基づく「知的障害者通所援護事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(34)「「地域生活支援事業の実施について」の一部改正について」（平成26年３月31日付け障発0331第１号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年８月１日付け障発第0801002号）別紙１（地域生活支援事業実施要綱）別記11（３）に基づく「身体障害者自立支援」又は別記11（７）に基づく「生活サポート」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(35)「地域生活支援事業の実施について」別紙１（地域生活支援事業実施要綱）別記１－９に基づく「移動支援事業」、別記１－11（４）に基づく「日中一時支援」又は別記１－14（２）に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記１－11（２）に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員

(36)「地域福祉センターの設置運営について」（平成６年６月23日付け社援地第74号）別紙（地域福祉センター設置運営要綱）に基づく地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

(37)「原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について」（昭和63年12月13日付け健医発第1414号）に基づく原子爆弾被爆者養護ホームの介護職員

(38)「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者デイサービス事業の実施について」（平成５年７月15日付け健医発第765号）に基づく「原子爆弾被爆者デイサービス事業」又は「原子爆弾被爆者養護ホームにおける原子爆弾被爆者ショートステイ事業の実施について」（平成５年７月15日付け健医発第766号）に基づく「原子爆弾被爆者ショートステイ事業」を行っている施設の介護職員

(39)「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業について」（昭和50年９月19日付け衛発第547号）別添（原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業運営要綱）に基づく「原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業」の原爆被爆者家庭奉仕員

(40) 介護等の便宜を供与する事業を行う者に使用される者のうち、その主たる業務が介護等の業務である者

2　業務従事期間の計算方法

介護等の業務に従事した期間は、１の（１）から(40)までに掲げる者として現に従事した期間を通算して計算するものとし、１の（１）から（40）までに掲げる者であった期間が通算1095日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が540日以上である場合に、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第２項第５号に該当するものとする。ただし、同法附則第２条各号に該

当する者については、１の（１）から（40）までに掲げる者であった期間が通算273日以上であり、かつ、介護等の業務に現に就労した日数が135日以上とする。

3　業務従事期間の認定方法

介護等の業務に従事していたことの認定は、１の（１）から（28）まで及び（30）から（40）までに掲げる者であった期間については、使用者又は施設、事業所等の長、１の（29）に掲げる者であった期間については、使用者又は有料職業紹介所の所長が発行する介護業務従事期間証明書（別記様式）に基づいて厚生労働大臣（試験事務を指定試験機関に行わせる場合にあっては、指定試験機関の長）が行う。

５「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年２月12日社庶第30号厚生省社会局庶務課長、児童家庭局企画課長通知）

1　業務従事期間の認定

過去において福祉に関する相談援助の業務又は介護等の業務に従事していた期間を有する者については、従事していた時期、現在の職業等を問わず、当該従事していた期間について業務経験を認定するものであること。

なお、業務従事期間の認定に当たっては、１日の勤務時間が短い場合であっても、１日勤務したものとみなすものとすること。

2　（略）

3　介護等の業務の範囲

（１）局長通知別添２の１に掲げる者には、次の①から③までに掲げる者（③については介護等の業務を従事している期間に限る。）が含まれること。

①　介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている生活支援員等及び施設又は事業の最低基準等に定める名称以外の名称の職員（介助員等、介護等の業務が本来業務として明確に位置付けられている者が含まれる。）であって、その主たる業務が介護等の業務であるもの

②　当該施設又は事業における介護等の業務以外の業務を兼務している職員（そのことが辞令により明確になっている職員に限る。）であってその主たる業務が介護等の業務であるもの

③　当該施設又は事業所の長であって介護等の業務を兼務しているもの

（２）局長通知別添２の１の（１）に掲げる者には、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の６の委託（肢体不自由のある児童又は重症心身障害児に係るものに限る。）又は同法第27条第２項の委託を受けた施設の保育士及び看護補助者が含まれること。

また、局長通知別添２の１の（１）及び（31）に掲げる者には、介護等の業務を行うことが業務分掌上明確になっている児童指導員であって、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。

（３）局長通知別添２の１の（２）に掲げる者には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設（障害者総合支援法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の２第１項第１号に規定する精神障害者生活訓練施設、同項第２号に規定する精神障害者授産施設及び同項第４号に規定する精神障害者福祉工場をいう。）、障害者総合支援法附則第58条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設（障害者総合支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の６に規定する知的障害者更生施設、同法第21条の７に規定する知的障害者授産施設及び同法第21条の８に規定する知的障害者通勤寮をいう。）、「身体障害者福祉工場の設備及び運営について」（昭和47年７月22日付け社更第128号）別紙（身体障害者福祉工場設置要綱）に規定する身体障害者福祉工場、「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年５月21日付け厚生省発児第104号）別紙（知的障害者福祉工場設置運営要綱）に規定する知的障害者福祉工場、障害者総合支援法第５条第28項に規定する福祉ホーム及び独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設又は隣保館（「隣保館の設置及び運営について」（平成14年８月29日付け厚生労働省発社援第0829002号）別紙１（隣保館デイサービス事業実施要領）に基づく隣保館デイサービス事業を行っているものに限る。）の職員であって主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。

（４）局長通知別添２の１の（８）の第一号訪問事業及び同（10）の第一号通所事業は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の６第１号イに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の45の３第１項の指定を受けたものに限られること。

（５）局長通知別添２の１の（９）、（23）、（25）から（28）までに掲げる者には、空床時のベッドメーキングや検体の運搬などの間接的な業務のみに従事している者は含まれないこと。

（６）局長通知別添２の１の（40）の「介護等の便宜を供与する事業」は、局長通知に掲げるものを除き、次のような事業であること。

ア　地方公共団体が定める条例、実施要綱等に基づいて行われる事業であって、介護等の業務を行っているもの

イ　介護保険法（平成９年法律第123号）第42条第１項第２号に規定する基準該当居宅サービス（以下「基準該当居宅サービス」という。）又は同法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービス（以下「基準該当介護予防サービス」という。）を行う事業

ウ　障害者総合支援法第30条第１項第２号に規定する基準該当障害福祉サービスを行う事業

エ　社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、介護保険法第41条第１項に規定する指定居宅サービス若しくは同法第42条第１項第２号に規定する基準該当居宅サービス、同法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス若しくは同法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービス、同法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは第一号訪問事業（介護保険法第115条の45第１項第１号イに規定する第一号訪問事業（介護保険法施行規則第140条の63の６第１項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）又は第一号通所事業（同法第115条の45第１項第１号ロに規定する第一号通所事業（介護保険法施行規則第140条の63の６第１項イ又はロに規定する基準に従って事業を実施するものであって、介護保険法第115条の45の３第１項の指定を受けたものに限る。）をいう。）に準ずるもの

オ　社会福祉協議会、福祉公社、消費生活協同組合、農業協同組合、特定非営利活動法人等非営利法人が実施する事業（これらの法人から当該事業の実施について委託を受けた者によって実施される場合を含む。）であって、障害福祉サービス事業に準ずるもの

（7）社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等（営利法人を除く。）について、介護保険法により指定居宅サービス事業者又は基準該当居宅サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、同法による指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスを実施する前（法人格取得前の期間を含む。）からこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。

（8）社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等（営利法人を除く。）について、介護保険法により指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは基準該当介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、同法第42条の２第１項に規定する指定地域密着型サービス、同法第53条第１項に規定する指定介護予防サービス若しくは同法第54条第１項第２号に規定する基準該当介護予防サービス又は同法第54条の２第１項に規定する指定地域密着型介護予防サービスを実施する前（法人格取得前の期間を含む。平成18年４月１日以後に限る。）にこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。

（9）社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等（営利法人を除く。）について、障害者総合支援法により指定障害福祉サービス事業者又は基準該当障害福祉サービス事業者の指定又は認定を受けている、又は受けることが確実な場合であって、障害者総合支援法による指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスを実施する前（法人格取得前の期間を含む。）からこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。

（10）社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人等（営利法人を除く。）について、介護保険法により介護予防・日常生活支援総合事業の指定又は委託を受けている、又は受けることが確実な場合であって、同法第115条の45第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を実施する前（法人格取得前の期間を含む。平成27年４月１日以後に限る。）にこれらと同等の事業を継続的に実施しているときは、当該事業に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。

（11）身体障害者小規模通所授産施設又は知的障害者小規模通所授産施設を経営する者について、平成12年12月１日前からこれらと同等の施設を継続的に経営している場合は、平成12年12月１日前において当該施設に従事した期間を、介護福祉士試験の受験資格の認定に必要な実務経験期間に算入できること。

（12）局長通知別添２の１の（35）に掲げる者には、「地域生活支援事業実施要綱の一部改正について」（平成19年６月18日付け障発第0618001号）による改正前の「地域生活支援事業の実施について」（平成18年８月１日付け障発0801002号）の別紙１（地域生活支援事業実施要綱）別記６（12）に基づく「経過的デイサービス事業」を行っていた施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるものが含まれること。